

2018年12月5日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 503

グローバルな入学資格・学位・単位等の相互認証――

高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開 I・II

～ 学位と職業資格の同定／ASEAN・欧州の最新動向／東京規約情報公開深化 ～

<12月20日及び1月23日開催>

ご参画・ご派遣のお願い

教育のグローバル化の進展の中で、ユネスコの地域規約である「高等教育の資格承認に関するアジア太平洋地域規約」（東京規約）が本年2月に発効しました。現在の締結国は、オーストラリア／中国／ニュージーランド／日本／韓国であり、各国の高等教育機関への入学資格、単位、学位等が個別審査なく、相互承認されることとなります。学生及び教員・研究者の移動や移籍にあたってのハードルが下がり、活発な国際交流が可能となります。また、就職・雇用にあたっての資格枠組みとしても活用されることとなります。

そのためには、各国において「高等教育の定義」の明示とともに、質保証が担保された「高等教育機関の登録（一覧）」等の情報について、ウェブサイトで公開する「国内情報センター」（NIC）の設置が必要となります。しかしながら、我が国での実現への課題は山積しているといえましょう。

我が国の学士の名称（学位に付記する専攻名）は2015年度で723種類となっていて、その国際通用性（同等性）とともに情報共有にあたってのハードルとなります。また、認証評価は「機関評価」であり、「専門分野評価」はされていません。さらに、学術系教育と職業系教育のトランスファーに係る「職業専門別評価」は、未着手の状況といえましょう。現在、文科省は、大学、短期大学、高等専門学校のほか、専門学校（2017年度2822校）についての情報整理・調査等とともに、英語表記の整理、掲載内容の検討、情報の英訳等を進めています。

さて、本セミナーでは「I」「II」の2部構成で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から土屋俊氏及び森利枝氏、中央大学の早田幸政氏、九州大学の吉本圭一氏のベスト講師をお招きし、EU・北米およびASEAN地域のホットな動向と我が国における現状と今後の方向性について、ご報告および論展をいただきます。

『高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開II』（12月20日開催）

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/h301220.pdf>

『高等教育の「資格枠組み」と質保証の展開I』（1月23日開催）

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/h310123.pdf>